

新しい地方経済・生活環境創生本部幹事会の開催について

（ 令和 6 年 11 月 8 日
新しい地方経済・生活環境創生本部長決定 ）

1. 趣旨

新しい地方経済・生活環境創生本部の下、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策について、関係府省庁間の連携を図るため、新しい地方経済・生活環境創生本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）幹事会の議長は内閣官房副長官補（内政担当）とし、構成員は関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- （2）議長は、構成員の中から議長代理を指名することができる。
- （3）議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。